

公 表 第 9 号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の38第6項の規定により、久留米市長、久留米市企業管理者及び教育長から包括外部監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知があったので、次のとおり公表します。

平成25年11月22日

久留米市監査委員	田 中 俊 博
久留米市監査委員	埴 秀 二
久留米市監査委員	秋 吉 政 敏
久留米市監査委員	塚 本 篤 行

平成23年度 包括外部監査結果報告書に対する措置状況  
久留米市の事務事業の効率化～久留米市行政改革行動計画の主な取組項目より～

ページ	部局名 (現在)	課名 (現在)	指摘事項及び意見	措置内容
23	子ども未来部	児童保育課	第2章 補助金支出事務 (1)久留米市特別保育事業費等補助金交付要綱による補助金 一部に書類の添付漏れや、補助基準額が要綱と違ったものがあった。チェックリストの利用等により添付漏れがないようにすべきである。【意見】	下記のとおり要綱を改正しました。 ①対象経費より収入額を差し引いた額が補助基準額を上回る場合は、上回る部分に相当する領収書の添付省略可と記載 ②補助基準額の算出方法を記載
73	健康福祉部	保健所地域保健課	第4章 地域保健センター 第2 城島げんきかん(城島保健福祉センター) (1)トレーニング室の適切な運用 トレーニング室の利用を高めるため、城島町以外へのパンフレットの積極的配布等これまでと違った視点での広報等の方法を検討すべきである。【意見】	城島町、三潴町、大善寺・安武校区における月1回の広報誌配布と合わせ、トレーニング室を含む施設全体の利用を促進するため、城島町内の医師会・歯科医師会・医療機関・薬局・鍼灸院にポスター掲示を依頼するなど、事業者に対しても利用案内を行っています。 今後も、様々な媒体の活用など周知方法を工夫しながら、積極的な施設の利用促進に努めます。
73	健康福祉部	保健所地域保健課	第4章 地域保健センター 第2 城島げんきかん(城島保健福祉センター) (3)城島福祉センター施設利用検討委員会の検討内容について 同委員会の検討事項に利用者からのアンケートや投書箱を利用して利用者の意見を検討事項とすべきである。【意見】	平成23年度に、運用状況やニーズについてのアンケート調査を、平成24年度には、キッズ運動や親子運動に関するアンケート調査を実施し、利活用検討委員会で報告し、協議を行ったところです。今後も利用者からの意見を十分に踏まえ、適切な施設運営に努めます。

ページ	部局名 (現在)	課名 (現在)	指摘事項及び意見	措置内容
73	健康福祉部	保健所地域 保健課	第4章 地域保健センター 第2 城島げんきかん(城島保健福祉センター) (4) 広報活動について トレーニング室の利用状況について収益に貢献する若年層の利用に向けた積極的広報活動を行うべきである。【意見】	「第2期健康くるめ21計画(H25～H34)」では、運動・スポーツ分野と健康づくり事業との連携促進を掲げ、現在、関係部局と調整を図りながら、市民の自主的な運動や身体活動の普及・啓発の取り組みを進めています。このような取り組みを進める中で、ご意見の若年層による施設利用の拡大も図っていきたいと考えています。
86	市民文化部	中央図書館	第4章 地域保健センター 第3 コスモすまいる北野(北野複合施設) (1) 職務分掌の適正化 施設内にある視聴覚室については、平成23年7月から平成24年7月までの1年間、学習室としての開放を行う試行運用の後、速やかに利用状況を総括・分析し、以降の運営のあり方等を検討したうえで、しかるべき手続きを履践して、その後の運用を決定すべきである。【指摘】	図書館事業がない際に学習席として利用に供することは、有効な施設活用方法であり、今後も視聴覚室の利用の拡大と適切な運用に努めます。 (平成24年度視聴覚室利用実績) 学習席(273日、3,611人) 図書館事業(35日、806人)
86	健康福祉部	保健所地域 保健課	第4章 地域保健センター 第3 コスモすまいる北野(北野複合施設) (1) 個人カルテの保管方法について トレーニング室内の利用者のためのトレーニング計画及び記録のファイル(個人カルテ)については、構造的に誰でもが閲覧できないような受付の内部や施錠可能なキャビネット等に保管するなど構造的または場所的な側面も考慮した管理方法にするのが望ましいと考える。【意見】	ご意見を受け、施錠ができるファイリングキャビネットを設置し、その中に個人カルテを収納し、管理しています。 また、個人カルテの出し入れには必ずスタッフによる受け渡しを行うように改善を図りました。

ページ	部局名 (現在)	課名 (現在)	指摘事項及び意見	措置内容
86	健康福祉部	保健所地域 保健課	<p>第4章 地域保健センター</p> <p>第3 コスモすまいる北野(北野複合施設)</p> <p>(2)プールの利用促進について</p> <p>城島げんきかんと比較検討するとプールの利用率が、低くなっている。経済合理性の観点から広報活動等の工夫により利用者の利用促進を図るべきである。【意見】</p>	<p>プールの利活用の促進を図るため、施設の広報誌(毎月発行)やホームページでの広報に加え、プールを使用した無料運動教室を行うなどの取り組みを行っています。</p> <p>今後も、様々な媒体を活用した周知や無料運動教室の種類を増やすなどの工夫を行いながら、積極的な施設の利用促進に努めます。</p>

平成23年度 包括外部監査結果報告書に対する措置状況  
久留米市の事務事業の効率化～久留米市行政改革行動計画の主な取組項目より～

ページ	部局名 (現在)	課名 (現在)	指摘事項及び意見	措置内容
157	教育部	学校保健課	第6章 学校給食事業及び管理業務 (1)学校給食決算書 学校給食決算書の監査報告書に一部の学校において監事の承認印がないものが散見されたが、必ず承認印を押印する必要がある。また、その管理は、学校業務の一環の中で実施されているため、学校保健課の管理指導が必要である。【指摘】	学校給食決算書の監査報告書に監事の承認印が漏れている学校に対しては、個別に指導を行っています。
157	教育部	学校保健課	第6章 学校給食事業及び管理業務 (2)給食会計運営基金の収支報告 学校保健課作成の「学校給食会計について」の指導要項には、会計報告は基本的には給食会計収支決算及び給食会計運営基金について行うと明記されているが、一部小学校のPTA総会において学校会計運営基金収支の報告がされていない。また、一部の中学校の学校給食会計収支報告書に、給食会計運営基金の記入がない。指導要項に準拠した運営、報告を行う必要がある。【指摘】	自校式による給食実施校におけるPTA総会等で行う決算報告の様式を示しました。その様式の中に学校会計運営基金収支の記入欄を設けています。
158	教育部	学校保健課	第6章 学校給食事業及び管理業務 (2)久留米市立学校給食調理等委託事業者選定基準 久留米市立学校給食調理等委託事業者選定基準設置要綱において選定委員の要件規定、除外規定が規定されていない。委員と入札業者の間に利害関係がある場合の委員辞退規定や運営要綱が必要である。【意見】	久留米市立学校給食調理等委託事業者選定委員会設置要綱に選定委員の選出基準を規定しました。今後、事業者選定委員会においては、意見内容を十分踏まえながら運営していきたい。
158	教育部	学校保健課	第6章 学校給食事業及び管理業務 (3)金銭出納簿の作成 久留米市の学校給食会計では、学校給食会計に関する帳簿(金銭出納簿、物資受払簿)を作成するように規定されているが、サンプルベースで往査した学校の中に金銭出納簿が作成されていない学校があった。学校保健課より金銭出納簿作成の指導が必要である。【指摘】	金銭出納簿が作成されていない一部の学校に対しては、個別の指導を行いました。各学校において、適正な出納管理が行えるよう継続的に指導していきたい。